第２号様式（第４条）

廃棄物処理施設（最終処分場）維持管理記録票　　（令和８年８月分）

施設の名称	神明台処分地（第６次埋立）				
施設の種類	一般廃棄物最終処分場				
施設の設置場所	横浜市泉区新橋町１５６０　外				
施設の概要	面積	１０７，０００㎡	埋立容量	１，６４３，９００㎥	

埋立処分量（ｔ）（累計）	一般廃棄物	焼却灰	不燃物	計	
		1,303,868	179,570	1,483,438	
	産業廃棄物	燃え殻	汚泥	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	ゴムくず
		金属くず	ｶﾞﾗｽ･陶器くず	鉱さい	がれき類
		ばいじん	その他		計
	覆土量	覆土量		埋立量	
				1,483,438	

残余埋立容量（令和　年度末時点）㎥	

擁壁点検	点検日：	令和　年　月　日　結果：
	措置日：	年　月　日　内容：
遮水工点検	点検日：	令和　年　月　日　結果：
	措置日：	年　月　日　内容：
調整池点検	点検日：	令和　年　月　日　結果：
	措置日：	年　月　日　内容：
浸出水処理施設点検	点検日：	令和８年８月20日　結果：異状なし
	措置日：	年　月　日　内容：

※埋立量は，各処分場からの実績報告による。

令和8年9月17日

公共下水道に排出する放流水の水質検査結果

施設名	神明台処分地（第6次埋立）
採取場所	排水処理施設（放流水）
水質検査結果の得られた年月日	令和8年8月20日

項目	単位	採取年月日	検査結果	基準値 ※1
カドミウム及びその化合物	mg/L			0.03
シアン化合物	mg/L			1
有機燐化合物（農薬類）	mg/L			0.2
鉛及びその化合物	mg/L			0.1
六価クロム化合物	mg/L			0.2
砒素及びその化合物	mg/L			0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L			0.005
アルキル水銀化合物	mg/L			検出されないこと ※3
ポリ塩化ビフェニル	mg/L			0.003
トリクロロエチレン	mg/L			0.1
テトラクロロエチレン	mg/L			0.1
ジクロロメタン	mg/L			0.2
四塩化炭素	mg/L			0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L			0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L			1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L			0.02
チウラム	mg/L			0.06
シマジン	mg/L			0.03
チオベンカルブ	mg/L			0.2
ベンゼン	mg/L			0.1
セレン及びその化合物	mg/L			0.1
ほう素及びその化合物	mg/L			10
ふっ素及びその化合物	mg/L			8
アンモニア性窒素含有量	mg/L			380
亜硝酸性窒素含有量	mg/L			
硝酸性窒素含有量	mg/L			
1,4-ジオキサン	mg/L			0.5
フェノール類	mg/L			0.5
銅及びその化合物	mg/L			3
亜鉛及びその化合物	mg/L	令和8年8月4日	<0.1	2
鉄及びその化合物（溶解性）	mg/L	令和8年8月4日	<0.1	10
マンガン及びその化合物（溶解性）	mg/L	令和8年8月4日	<0.1	1
クロム及びその化合物	mg/L			2
水素イオン濃度（pH）	-	令和8年8月4日	8.2	5を超え9未満
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	令和8年8月4日	<1.0	-
浮遊物質量（SS）	mg/L	令和8年8月4日	<5	-
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L		※2	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L			-
窒素含有量	mg/L			-
燐含有量	mg/L			-
ダイオキシン類	pg-TEQ/L			-
ニッケル及びその化合物	mg/L			1
外観	-	令和8年8月4日	無色透明	※4
温度	℃	令和8年8月4日	22	45未満
沃素消費量	mg/L			220
化学的酸素要求量	mg/L	令和8年8月4日	1.9	-

措置	年　月　日

※1 横浜市下水道条例　第6条
※2 ノルマルヘキサン抽出物質は、鉱油類及び動植物油脂類の合計値を表示しています。
※3「検出されないこと」は定量下限値未満であることを意味しています。
※4 受け入れる下水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色もしくは濁りがないこと。

令和8年9月17日

周縁地下水の水質検査結果

施設名	神明台処分地（第6次埋立）
採取場所	処分地内上流域及び下流域
水質検査結果の得られた年月日	令和8年9月7日

項目	単位	採取年月日	検査結果		基準値 ※1
			上流域	下流域	
電気伝導率	mS/m	令和8年8月24日	23	74	－
塩化物イオン	mg/L	令和8年8月24日	9.4	140	－
アルキル水銀	mg/L				検出されないこと ※
総水銀	mg/L				0.0005
カドミウム	mg/L				0.003
鉛	mg/L				0.01
六価クロム	mg/L				0.05
砒素	mg/L				0.01
全シアン	mg/L				検出されないこと ※
ポリ塩化ビフェニル	mg/L				検出されないこと ※
トリクロロエチレン	mg/L				0.01
テトラクロロエチレン	mg/L				0.01
ジクロロメタン	mg/L				0.02
四塩化炭素	mg/L				0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L				0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L				0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L				0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L				1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L				0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L				0.002
チウラム	mg/L				0.006
シマジン	mg/L				0.003
チオベンカルブ	mg/L				0.02
ベンゼン	mg/L				0.01
セレン	mg/L				0.01
1,4-ジオキサン	mg/L				0.05
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	mg/L				0.002
ダイオキシン類	pg-TEQ/L				1

措置	年　月　日

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令　別表第二
平成11年環境庁告示第68号　ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準　別表

※2「検出されないこと」は定量下限値未満であることを意味しています。